

令和7年10月15日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

小池建設株式会社 長野県飯田市下久堅下虎岩3089-2

令和7年10月15日～令和7年11月14日（1ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である小池建設（株）は、長野県飯田市内の「飯田市維持修繕工事」において、令和5年7月10日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の飯田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。

この件について、同社及び同社元代表取締役は、労働安全衛生法違反により、令和7年4月23日に飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1ヶ月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上